ハラスメント防止に関する項目

セクシュアル・ハラスメント及び男女平等教育に関する人権課題については、校長ヒアリングにおいて、各校の状況を把握するとともに、取組みの推進について指導している。

各校のセクシュアル・ハラスメントに係る相談体制については、全ての府立学校で構築されており、今後より一層、その充実を図るとともに、未然防止や生起した場合の対応について、それぞれ「QA集」、「男女平等教育指導事例集」、「防止指針」等の活用が促進されるよう周知に努めていく。

今年度についても、12月に管理職を対象とした人権教育課題に関わる説明会等において校内研修に活用できる資料などを周知する。

また、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害事象が生起した学校については、経過や対応の報告とともに、教育庁と連携しながら再発防止策を検討し、職員研修等にも取り組むよう今後とも指導していく。

令和２年６月に労働施策総合推進法等の関連改正法が施行され、人事院においてもハラスメント関連の規則制定及び改正が行われたことを踏まえ、職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する各指針について改正を行い、令和２年６月30日に府立学校校長・准校長あてに教職員への周知徹底も含めて通知した。また、毎年、各指針を年度当初と秋の２回府立学校に送付し、教職員への周知を図るよう依頼している。

教職員への周知については、職員会議での内容説明、指針の配付、掲示などの方法によって、すべての府立学校で行われていることを昨年８月実施の文書調査で確認している。また、校内相談窓口に管理職以外の教員が入っている状況についても把握している。今年度についても、調査により確認中であり、引き続き、実態状況の把握に努めていく。

ハラスメント防止に関する項目

生徒の被害の状況については、人権教育実施状況調査において、相談窓口での相談件数及び人数の把握を行うとともに、生徒がより一層安全で安心して生活を送ることができる学校づくりを進めるため、悩み等の相談窓口の周知を徹底するとともに、生徒へのアンケート調査を通じて、実態を把握することが必要であると考え、平成25年度から生徒アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を実施している。

また、府立学校に対する指示事項等において、相談窓口が機能するように努めるとともに、「被害者救済システム」を周知するよう、重ねて指示している。

さらに、府立学校における、教員から生徒に対するセクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握し、被害に迅速に対応するため、令和２年度より「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」を実施している。

なお、アンケート配付の際にアンケートの主旨について丁寧に説明することや二次被害等が生起しないよう丁寧な対応をするよう各校に周知している。

平成29年５月に改訂した「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」を踏まえ、未然防止と対応に向けて、今後とも各校のシステムの確立に努めていく。

教職員のハラスメント被害については、校内の相談窓口を通じて把握し、各学校において適切に対応していただいているところ。

また、ハラスメント相談窓口として、校内の相談窓口の他に、府教育庁教職員人事課、府教育センター、府職員総合相談センターに設けており、事案が発生した場合は、指針に基づき、関係者のプライバシーに配慮しつつ対応することとしている。

今年度も新任の府立学校校長・准校長、教頭、首席を対象としたハラスメントに関する研修を実施した。

さらに、令和３年５月から６月には、すべての府立学校校長・准校長、教頭を対象にハラスメントに関する研修を行ったところ。

加えて、教職員がハラスメントを受けた経験や教育庁・学校のハラスメント防止についての取組みが予防や解決に役立っているかなどを把握するため、府立学校の教職員を対象に、「教職員間のハラスメント実態把握アンケート」を実施し、令和３年３月にアンケート結果を公表したところ。

なお、調査にあたっては、調査の目的等を示している。また、対応等については各指針に示されており、年度当初と秋の年２回、府立学校に送付し、教職員への周知を図っていく。

ハラスメント防止に関する項目

女性相談員については、府の財政が非常に厳しい状況の中、大阪府教育センターに配置し、平成19年度からは、月２回の相談回数を４回に増やし、機能の充実に努めてきたところ。今年度から教職員人事課の相談窓口にも、女性相談員を配置している。

毎年４月に各学校あて、教職員間におけるハラスメントに関する専門員による相談の実施についての案内、ポスターを送付し、周知に努めているところ。

ハラスメント防止に関する項目

相談窓口職員については、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、相談者の立場に立ち、受容・傾聴に心がけながら聞き取り等の調査を行い、ハラスメントの問題解決を迅速かつ適切に行えるよう努めているところ。

　窓口としては、相談業務を行いつつ、今後一層の研究に努めていく。

ハラスメント防止に関する項目

デジタル性暴力を含め、性被害にあった生徒の対応のあり方については、最も配慮しなければならないことであると認識している。そのため、「府立学校安全で安心な学校づくり推進事業に係る研修会―セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修会―」において、性被害にあった生徒の対応について取り上げ、管理職研修等の機会に参加について周知に努めているところ。また、人権教育担当者に対する研修の中で、「性暴力救援センター・大阪（通称SACHICO）」の周知も含め、取り上げたところ。

今後とも「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～（平成29年5月改訂）」、「男女平等教育指導事例集」等を基にした研修など、各校の実情を踏まえ、取り組むよう働きかけていく。

デジタル性暴力を含め、性被害にあった教職員への対応については、スーパーバイザーと連携し、教職員の心のケアに努めていく。

ハラスメント防止に関する項目

セクシュアル・ハラスメントに係る教職員への研修については、これまでも取り組んできたところであるが、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子供の立場にたった適切な対応の指針～（平成29年5月改訂）」をもとに、性被害を未然に防止し、万一事象が起きた場合にも、被害者の立場に立ち対応するとともに、加害者に対しては、加害に至った要因を発達の過程や生活背景を含めて考えさせ、被害者の立場に立ち、人権を尊重する態度を身につけることができるような指導を行うよう、教職員に対する研修内容を検討していく。

「府立学校安全で安心な学校づくり推進事業に係る研修会―セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修会―」において、セクシュアル・ハラスメントが生起した際の被害者に対する相談のあり方や支援のあり方とともに、加害者への対応と再発防止策等について講演及びワークショップによる研修を行っている。今後も研修内容の充実に努めていく。

ハラスメント防止に関する項目

平成16年度から運用している「被害者救済システム」において、専門的な知識を有する評価委員から助言をいただいてきた。今後も専門家からの助言や評価事例を集約・整理し、未然防止・再発防止のための方策に反映していきたいと考えている。

また、人権教育実施状況調査等を通じて、「QA集」等を活用した研修や相談窓口における相談件数等の把握を引き続き行っていく。防止・対応のための校内組織体制づくりについても、「QA集」、「教職員人権研修ハンドブック」、「指針」等をもとに周知に努め、ヒアリング等を通じて各校の体制の状況を集約した上で、課題について検討していく。

ハラスメント防止に関する項目

「子どもの虐待」、「デートDV」等の防止・禁止については、セクシュアル・ハラスメント防止、男女平等教育の推進、人権教育の推進における課題として認識している。

「デートDV」、「ストーカー」についても、加害・被害の増加に伴い、今日的な重要課題の一つと認識している。

「子どもの虐待」及び「デートＤＶ」については、人権教育研修において、関連する法律に加え、平成30年２月に改訂した「教職員ＤＶ被害者対応マニュアル（改訂版）」と共に、管理職・教職員に周知している。

今後も、管理職・教職員に対する人権教育研修についても、これらの課題について引き続き取りいれるよう、研修の充実に努めていく。また、教職員への法律の周知を図るとともに、生徒への指導方法については、共同研究団体等の協力も得ながら、検討を進めていく。

ハラスメント防止に関する項目

セクシュアル・マイノリティの子どもが、自分自身の在りようを否定することなく、安心していきいきと学校生活をおくることができるよう、教職員自身が理解を深めることが重要であると認識している。

府教育センターにおいては、「初任者・新規採用者研修」、「10年経験者研修」及び人権教育研修において、セクシュアル・マイノリティに関する内容を取り上げている。

また、平成29年度に改訂した、いわゆる「セクハラガイドライン」も取り上げ、性的指向や性自認をからかう等の言動がセクシュアル・ハラスメントにあたることについて、理解を深めている。

さらに、府教育センター作成の「人権教育リーフレット」シリーズ及び人権教育教材集「ＣＯＭＰＡＳＳ」シリーズにおいて、セクシュアル・マイノリティの人権を取り上げており、研修において紹介し、教職員の理解を深めている。

今後とも、関係各方面の御意見等を聞かせていただきながら、研修内容の充実に努め、円滑で効果的な実施に努めていく。

あわせて、セクシュアル・マイノリティについては、改訂された「防止指針」の趣旨に沿って、各学校の実態を踏まえ、セクシュアル・マイノリティ、SOGIに係る人権を含めて教職員研修を行うよう指導していく。加えて、12月に管理職を対象とした人権教育課題に関わる説明会の中でもセクシュアル・マイノリティの研修に活用できるDVD等を周知していく。

配慮を要する生徒・教職員がいる学校については、ヒアリング等により学校からの要望を聞きながら、予算の範囲内ではあるが、必要な対応に努めていきたいと考える。

教職員の負担軽減に関する項目

同性による指導が求められる業務については、必要時、同性の教職員に業務をしていただいており、例えば女子生徒の内科検診時は、女性教職員に生徒の対応業務等をお願いしているところ。

但し、特定の教職員に過度な負担が生じないよう、それ以外の場面・業務において、平準化を図っていただいていると認識している。

教職員の負担軽減に関する項目

養護教諭については、いじめ不登校、暴力行為など「心身の健康問題」を抱える生徒が多い学校などへ複数配置を行ってきたところであり、今年度は47校について複数配置を行っている。

府立学校の教職員の配置については、法令に基づき、各学校の学級数に応じて措置することを基本としているが、依然、定数事情が厳しい状況にある中、効果的に教職員を配置する観点から、教育振興室とともに学校の実情や取組み状況などのヒアリングを行うなど、その結果をもとに状況に応じて教員加配を行っている。

教職員の負担軽減に関する項目

府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートし、全ての高校に対して臨床心理士（現在は、公認心理師又は臨床心理士）の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、また、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、介助員、学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っているところ。また、生徒一人ひとりの障がいの状況を把握しながら、別途非常勤講師を措置するとともに、施設、設備の拡充や支援機器の整備を進めてきた。

今後とも、生徒の障がいの状況等を的確に把握しつつ必要な配慮を行う中で適切な支援ができるよう努めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートし、全ての府立高校に対して、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置している。

生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあることから、平成30年度から「課題を抱える生徒フォローアップ事業」を実施し、今年度は様々な課題を抱える生徒が多く在籍する府立学校38校（エンパワーメントスクール８校を含む）に対して、スクールソーシャルワーカーを配置している。

今後も、各学校に配置しているスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの連携を促進する等の取組みの成果について、フォーラムなどの機会を通して共有していく。

教職員の負担軽減に関する項目

府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートし、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、介助員、学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っているところ。

また、生徒一人ひとりの障がいの状況を把握しながら、学校からの要望に応じて別途非常勤講師の措置をしてきた。

今後とも、生徒の障がいの状況等を的確に把握しつつ必要な配慮を行う中で適切な支援ができるよう努めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

平成23年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートし、全ての府立高校に対して、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置している。また、年２回、教育相談担当者やスクールカウンセラーを対象に「スクールカウンセラー連絡協議会」を実施し、情報交換や研究討議等を通して、共通理解を深め、各校の教育相談体制の充実に努めているところ。

府教育センターでは、「支援教育コーディネーター研修」、「高等学校における支援教育コーディネーター研修」、「府立学校教育相談対応力向上研修」、「学校教育相談課題別研修」等において、講義や研究協議を通して、校内における教育相談や特別支援の体制の在り方や関係機関との連携についての理解を深める研修を実施している。

今後とも、特別支援教育コーディネーターや教育相談担当教職員に対する研修の充実に努めていく。